

第百八十三回 参議院法務委員会會議録第七号

平成二十五年五月三十日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

長谷川 岳君

山本 一太君

五月三十日

辞任

小川 敏夫君

松野 信夫君

加治屋義人君

補欠選任

加治屋義人君

水落 敏栄君

補欠選任

長浜 博行君

大河原雅子君

長谷川大紋君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

草川 昭三君

前川 清成君

磯崎 仁彦君

岸 宏一君

真山 勇一君

有田 芳生君

池口 修次君

江田 五月君

小川 敏夫君

大河原雅子君

磯崎 陽輔君

尾辻 秀久君

長谷川大紋君

水落 敏栄君

魚住裕一郎君

森 ゆうこ君

井上 哲士君

国務大臣

法務大臣 谷垣 禎一君

副大臣

法務副大臣 後藤 茂之君

大臣政務官

法務大臣政務官 盛山 正仁君

事務局側

常任委員会専門員 田村 公伸君

政府参考人

法務省刑事局長 稲田 伸夫君

法務省矯正局長 面田 博君

法務省保護局長 齊藤 雄彦君

外務大臣官房参事官 新美 潤君

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 岡田 太造君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出)

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(草川昭三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、長谷川岳君及び山本一太君が委員を辞任され、その補欠として加治屋義人君及び水落敏栄君が選任をされました。

また、本日、加治屋義人君が委員を辞任され、その補欠として長谷川大紋君が選任をされました。

た。

○委員長(草川昭三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省刑事局長稲田伸夫君、法務省矯正局長面田博君、法務省保護局長齊藤雄彦君、外務大臣官房参事官新美潤君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長岡田太造君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(草川昭三君) 刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取をしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○有田芳生君 おはようございます。民主党・新緑風会の有田芳生です。

このテーマについては、今から二年前の十一月二十四日にも私はこの法務委員会で質問させていただいておりますので、バートンというところで、そのときに、今度の問題については人間性回復のための刑法一部改正だという設定をさせていただきました。

まず、法務省にお聞きをしたいんですが、施設内処遇に加えて社会内処遇を行う刑の一部執行猶予制度の導入について、特に再犯の問題を考えると、再犯率、一般的に再犯率が今のぐらいなのか、さらには、有職者、つまり職業を持つている方の再犯率、あるいは社会復帰をしたにもかかわらず職業のない方の再犯率、そしてまた、その中で薬物犯についての比較、その三つの点について、まずお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

再犯率を見る一つの指標といたしまして累積再犯率というものがございまして。例えば、平成十九年に刑事施設を出所した者がその後五年以内に再び刑務所に戻ってくるという者の割合、いわゆる累積再犯率でございますが、これを見ますと、満期釈放者について見ますと、全体は五一・六%でございますが、お尋ねのありました覚醒剤事犯で入所していた者につきましては五八・五%というところで、全体よりも七%程度高くなっているというのが実情でございます。

また、仮釈放者について見ますと、全体では累積再入率二九・三%でございますが、覚せい剤取締法違反により入所していた者の累積再入率は四二・六%というところで、一三%ぐらい高くなっております。また、覚醒剤事犯者以外の罪種により入所していた者と比較して再犯率が高いということが言えるというふうに考えております。

また、仕事の関係でございます。平成二十三年に保護観察が終了した者につきまして調べましたところ、終了時の職業で有職であった者、仕事があった者の再犯率は七・二%でありましたが、仕事が無かった無職者の再犯率は二七・二%ということになっておりまして、無職者の再犯率は有職者の四・二倍となっております。さらに、これ少し広げまして平成十四年から二十三年の間の累計を見ますと、この数が約五倍にまで広がって

いるということでございます。

○有田芳生君 薬物の問題については後で少し詳しくお聞きをしたいと思いますが、今お話をしましたように、職業のない方がやはり約五倍再犯率が高いと、これをどう私たちの社会で克服していくのかということが大きな課題だというふうに思います。

私は、前回の質問でも作家の吉村昭さんの「仮釈放」という作品を紹介させていただきました。吉村さんは作家ですけれども、徹底した取材に基づいてそれを文学の形にまとめ上げられましたけれども、この「仮釈放」という吉村さんの作品は現代版の「罪と罰」だというような高い評価を得ているわけですから、その主人公は本当に真面目な方だったんだけれども、本当に追い詰められて家庭内の問題で殺人を犯さざるを得なかった。そしてまた、仮釈放で社会に出てきたんだけれども、何年もやはり刑務所に入っていると、社会に戻ってきたときに、例えば電車で乗ろうとすると、それまで切符を一つ一つ買わなければいけなかったんだけれども、何か最近のようなパスで通れるようになるのか、あるいは買物に行くときも、スーパーマーケット行った場合に周りの人たちの目が物すごく気になって、自分が監視されているんじゃないかと、そういうような思いで、本当に生きづらい状況の下で最後にこの作品は悲劇に終わるんですけども、そういった一人一人の心理状況にまでケアをしていくことを含めて、社会復帰というものを考えていかなければいけないと私は考えております。

そうした場合、保護司の方の役割が非常に重要だということにまず思いますけれども、今、保護司の方は一人当たり年間どのぐらいのケースを担当していらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人 齋藤雄彦君 お答えいたします。年間の担当件数ですが、地域によりまして多い少ないありまして一概には言えませんが、例えば平成二十四年でございますと、二十四年の取扱件数

を保護司さんの数で割りますと、お一人当たり一・八五件の保護観察の事件を扱っていただいているというのが実情でございます。

○有田芳生君 保護司の方、簡単に言ってしまう一年間に二人を担当するという理解でいいのかわかりませんが、その保護司の方々が本当に人生の中の努力で、そういう犯罪を犯した人々を社会に復帰をしてもらうために努力をしているということとは非常に大事なんです、同時に、もう一つ物質的な支えというのがとても重要な課題だろうというふうに思います。

よくテレビのドラマあるいは映画なんかも封筒張りというように言いますけれども、刑務所の中の様々な作業がありますよね。最近の例でいえば、例えばホリエモン、堀江貴文さんが社会復帰をされましたけれども、堀江さんによれば、一等工から十等工まで区別というんでしょうか、段階があって、堀江さんの場合は、最初のころは一日平均三十円九十銭だったと、一日の作業報奨金です。そして、堀江さんの場合は二〇一年の六月の場合は一月で二百六十七円、七月が六百十八円、十一月が千八百二十八円と、こういうふうにながっていきわけていただいても。

そこで、まず教えていただきたいのは、一等工から十等工の仕組みというものがどういふものなのか。そしてまた、出所をしたときの作業報奨金というのは平均するとお一人幾らぐらい受け取って社会に復帰するんでしょうか。

○政府参考人 面田博君 お答えいたします。

刑務所に収容されますと、受刑者は労働、刑務所の中で作業をやることになります。したがって、これ先ほど委員おっしゃいましたとおり、一等工から十等工までございまして、入ったときには十等工から始まります。それで、作業の習熟度ですとか作業をどれだけこなせるようになったとか、そういったことで徐々に上がってまいりまして、長くなりますと一等工まで上がっていくという仕組みになっているところでございます。それから、作業報奨金の額でございますけれども、

も、これ原則釈放時に支給するものでございますけれども、平成二十五年度における受刑者一人当たりの釈放時支給額は六万八千九百二十五円、一人一月当たりの報奨金の計算額は四千八百十六円というところでございます。

○有田芳生君 二年前の十一月に同じことをお聞きしたときには大体六万七千円であると。少し上がったんですが、社会に復帰するとき、大体七万円弱のお金を持って社会復帰しようとしても、身寄りがあつたり、あるいは本当に財産のある保護司の方が丁寧に協力してくださる場合は別ですけれども、敷金とか権利金とかも含めて、そのお金で社会復帰するというのはなかなか困難なのではないかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○政府参考人 面田博君 そういった議論もございまして、作業報奨金は、一応懲役という刑の内容でございまして、作業がですね、したがいまして労働の対価としての賃金ではございまして、作業を行った受刑者に対して報奨として支払っているところでございまして、そういう金額になっているところでございます。

ただ、一般社会の物価の上昇等ございしますので、そういったものに見合せて、僅かでございますけれども、少しずつ改善をしていっているというところでございます。

○有田芳生君 ちょっと常識的な感覚として、もう一度お聞きしたいんですが、七万ぐらいのお金を持って社会復帰をして、それで円滑な社会生活に戻ることではできるとお考えでしょうか。

○政府参考人 面田博君 お答えいたします。

なかなかお答えしづらいんですが、取りあえずは我々考えておりますのは、出て、当面の間、食べて生活するような、そういったものが賄えればなというふうな気持ちでおりますけれども、先ほど申しましたように、賃金という性格ではないものですから、なかなか多額にするということは難しいというところでございます。

○有田芳生君 人間かすみを食って生きているわけ

ではないので、やはり物質的な基盤がある程度ないと社会復帰というのも難しいことだろうというふうに思いますので、そういう点も今後改善をしていただきたいと願うと同時に、これ大臣にお聞きをしたいんですが、先ほどお話をしましたように、犯罪白書にも出ていますけれども、保護観察対象者のうち、職のある人の再犯率が七・四％なのに、職のない人の再犯率は三六・三％と。さっきの七万円ほどを持って社会に出てちよつと働いてみたけれども、なかなか厳しいという人は本当に追い詰められていくというふうに思うんです。

無職者の再犯率が有職者の再犯率の約五倍になっているときに、就労支援を社会としてどのように取り組んでいくのかというのは非常に大事な課題だというふうに思います。そして、その就労支援についても前歴があるという方をやはり理解をして職に就いても前歴があるという、そういう立ち直りを図る努力をしてくださっている民間の事業主で協力雇用主という人たちがいらつしやると聞いておりますが、この協力雇用主に対する支援策と同時に、最近法務省が積極的に保護観察対象者の雇用の取組についてもなさっているというふうに思いますが、そこら辺、二点について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣 谷垣禎一君 今、有田委員がおっしゃいましたように、刑務所を出まして社会復帰をしていくためには、仕事、それから居場所というものがやはりなきやいかぬと、こういうことだろうと思います。

それで、刑務所出所者の就労の確保のためには、今おっしゃった協力雇用主ですね、その立ち直りに非常に御理解と御協力をいただいているんですが、そういう協力雇用主による雇用の拡大していくことはもう不可欠だと思ふんです。

それで、今、協力雇用主の開拓、確保に法務省としては力を入れて取り組んでおりまして、少しづつその数は拡大しております。今、協力雇用主としては約一万一千事業主に登録をいただいております。

りまして、平成二十五年に初めて一万を超えたというところでございますが、そこで雇用される出所の人数も少しずつ増加はしているんです。しかしながら、実際に刑務所出所者等を雇用していただいてる協力雇用主というのはまだ約四百事業主にとどまっております、実際に使っていただいてるということになりますとですね。非常、この事業主の登録は進んでおりますけれども、雇用の拡大にはまだまだ課題がたくさんございいます。

そこで、協力雇用主に対する支援策も充実させる必要があるというふうに考えております、平成二十五年度予算においては、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する場合、やはりいろんな不安もお持ちですから、その不安を軽減できるように、保護観察官と協力事業主の間の連携といえますか、緊密に連絡を取り合うという、そういう経費などを予算措置をしたところでございます。

それから、今月から法務省でも、保護処分として保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を始めました。これは……（発言する者あり）まあまだ一人なんです、始めたところでございます。

それで、これはやはり雇用を拡大するというのはなかなか、どうしても民間にお願いをしなきゃならない部分が多いんですが、そのときに、どういふことをやれば問題を感じておられるかというようなことも、自分たちが全然経験ないというのもおかしいじゃないかということで、ただ、実際に刑務所を出た方をすぐに雇うとなりますと、今の国家公務員法等はそういう経歴のある者はなかなか雇いにくい仕組みになっておりますので、取りあえず少年の保護観察を受けている人を非常勤職員として始めようというところで試みているわけでございますが、こういった知見を生かして、協力雇用主の方々がどういふ問題を抱えておられるかということも我々自身で体験しながら就労支援というものを道筋を切り開いていきたい、このように考えております。

○有田芳生君 法務省の積極的な対応で、しかしまだお一人ということで、しかも雇用期間が半年というところで、更に充実をさせる方向を考えていただきたいと思います。

さらに、もう一つ問題点は、厄介なのは薬物だと思ふんですよね。私も、かつて仕事を一緒にした人物が、もう三回も薬物の問題を起こして、いまだ刑務所に入っている。出てきたときも、よく知られている人ですから、写真なんかを見てもう全然別人格のような様相を呈していて、これは本当に、頑張るんだ、立ち直るんだとマスコミの前で言っていたにもかかわらず何度も繰り返してしまうという薬物の恐ろしさが広がっているというふうに思ふんです。

そこで、保護観察官が二十四年度から専門職試験になったと聞きをしましたけれども、その保護観察官が専門職試験になったときに、例えば薬物に対する専門的な知識を問うとか、そういった内容になっているんでしょうか、あるいはどうなっているんでしょうか。法務省の方にお願ひします。

○政府参考人（齊藤雄彦君） お答えいたします。これまで保護観察官、国家公務員試験のⅡ種、Ⅲ種を受かった者から主に採用してまいりました。

平成二十年の更生保護法改正以降、今お話のありましたような薬物関係の専門的なプログラム等、専門的なプログラム処遇が導入されたこともありまして、保護観察官に対して専門的な処遇に対する基礎的な知識等が求められるというようになっています。

そういう中、今お話がありましたように、平成二十四年度に法務省専門職員（人間科学）採用試験というものができまして、平成二十五年度から採用を始めますが、保護観察職員にはこの専門職員試験の中で保護観察官区分というものがございいます。これは、保護観察官になりたいという方がその区分で受けるわけですが、それで通ってきた方を中心に採用しようというふうに考えて

おります。

この試験の合格者は、試験科目の関係で、保護観察処遇等に関連する心理、教育、福祉及び社会学といった分野について一定の専門的知識を有する者でありますから、これにより保護観察官の更なる専門性の向上が図られるものというふうに期待しております。

それから、薬物の処遇に当たりましては、やはり専門的な知識が必要だということで、薬物依存治療を専門とされておられる医師の方とか、その他関係者の方を講師に招きまして研修等も順次実施しているところでございまして、今後とも研修の充実に向けてまいりたいというふうに思っております。

○有田芳生君 薬物問題というのは日本の治安にも深くかかわる問題ですから、更に充実していかなければいけないと思いますが、端的に、薬物事犯の施設内処遇の現状、さらには、これから始まるでしょうけれども、社会内処遇の在り方というのはいかがなものなんでしょうか。それぞれに付けて教えてください。

○政府参考人（田田博君） お答えいたします。私の方から刑事施設内における薬物の関係の処遇について御説明申し上げます。

刑務所内におきましては、薬物依存離脱指導というところで、麻薬、覚醒剤その他薬物に対する依存がある受刑者に対して、薬物依存の認識とか薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせて、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるという目的で実施している指導でございます。

指導項目につきましては、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用に係る自己洞察、薬物使用の影響など約十項目から成るものを定めて、これを三か月から六か月の期間で実施して指導しているということが標準でございます。

実施におきましては、指導方法としてはグループワーク、受刑者同士で話をさせながら自己の問

題性に気付かせていく方法を取る、こういったことをやっているとともに、指導者として、国の職員だけではなくて、ダルクといった民間自助グループの協力も得て行っているところでございます。

○有田芳生君 専門家の間でも、今回の法改正を通して、アメリカには千か所以上あると言われておりますが、いわゆるドラッグコート、日本でも、処罰も必要だけれども同時に治療を比重を高めていくというようなことが、やはり本人の社会復帰のみならず社会の治安を安定させる方向になると思ひますので、そういう方向で今後更に努力をしていっていただきたいというふうに考えます。

そして、あと残された時間で、今、刑法の一部改正などについて、これは人間性回復のための法改正である、そのパトリックの質問をさせていたいただきましたけれども、残された時間で、五月九日に谷垣法務大臣にもお聞きをしたいわゆるヘイトスピーチ、憎悪表現についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

実は、前回私は言わなかったんですけれども、今から二年前の二〇一一年の六月五日、東京港区の芝公園で拉致問題を解決するための集会がありました。主催者は、被害者御家族である家族会、そして救う会、そして拉致議連が催して、集会が終わったときに芝公園からデモがありました。新橋を通り、数寄屋橋を通り、最後は常盤橋まで向かったんですけれども、そのときにデモの中から、全ての朝鮮人を東京湾にたたき込めというシュプレヒコールが上がったんですよ。これは二〇一一年の六月五日のデモです。映像にも残っております。それを聞いた横田滋さん、早紀江さんがびっくりしました。何であんなことを言うんだと、拉致問題とは直接関係ない朝鮮人を東京湾にほうり込めと、そういうことでは困るということを強くおっしゃいました。

最近でもそのようなことをおっしゃっているのは、前回お聞きをした在特会、在日特権を許さない市民の会などの集団が、やはり拉致問題に取り

組むと言いがらもそのような発言を今でも繰り返しているんですよ。ですから、滋さんも早紀江さんも、もう何とかやめてもらいたいんだということ強く強くおっしゃっております。

さらに、付け加えておけば、彼らが、めぐみさんの拉致をされた直後の北朝鮮から発表された写真が例えば車なんか張り付けられて、そういうヘイトスピーチと一緒に語られるのももう耐え難いというふうにおっしゃっているんですよ。だから、そういうことが二〇二一年から続いている、前回お聞きしたように、更にエスカレートしている現状が残念ながらあります。

大臣は前回、私の質問に対して憂慮に堪えないという表現をしてくださいましたが、この法務委員会以降、何らかの発信をしてくださったというふうに思いますけれども、何か、例えば記者会見でお話しになったとか、そういうものがあるれば御紹介いただきたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一) 私どもは人権擁護機関を持っておりまして、その一年間の活動目標の一つに、外国人に対する偏見や差別の解消を目指すということ、外国人の人権を尊重しよう、これを啓発活動の年間強調事項として掲げてまいりまして、全国各地でその講演会あるいは啓発冊子の配布といったようなことを行ってきたわけです。

それで、今、有田委員がおっしゃったように、特定の国を名指しをして外国人を排斥するというような言動がのごろ見られると、その中には殺せといったような過激な表現まで含まれているわけですね。それで、五月九日にこの委員会では有田委員とそのような議論をさせていただきまして、翌日の五月十日金曜日ですが、閣議後の記者会見で、こうした行為につきまして法務大臣として所見を述べまして、国民の皆様にも呼びかけを行ったところがございます。それから、十三日の月曜日には、またそういう人権啓発の観点から記者会見における私の発言を法務省のホームページに掲載しまして、できるだけ広くの方に知っていただ

こうということをやったほか、人権擁護局から全国の各法務局あるいは地方法務局に対しまして、こういった啓発活動に更に意を用いてやってほしいという事務連絡を出したところがございます。今後とも、こういうことには力を入れまして、差別意識を生じさせることにつながりかねない言動には十分我々としても注意をしながらやっていこうと、このように考えております。

○有田芳生君 ありがとうございます。
谷垣大臣のみならず、その二日前に、五月七日、参議院の予算委員会では安倍首相がやはり同様の発言をしてくださり、さらには菅官房長官も憂慮しているということを記者会見で語ってくださいました。

しかし、残念ながら、首相、法務大臣、官房長官が憂慮に堪えないというような発言をして以降も、例えば私は川崎での彼らのデモにも行きました。さらには新大久保でもデモがありました。あるいは五月二十五日には大阪でも同じようなデモが引き続き行われていて、川崎では、プラカードにキル・コリア、朝鮮人殺せ、新大久保でもそのプラカードは掲げられておりました。あるいは、二十五日の大阪では、朝鮮人を射殺しろ、ぶち殺せ、あるいは朝鮮人大虐殺を宣言するぞ、こういうことが収まっていなくてどこか繰り返されている現状があるんですよ。

ですから、そういう現状をどうしていくかというところについて、やはり大臣の発信も含めてですけれども、最近でいえば日弁連の会長が、皆様方にお配りしておりますけれども、日弁連会長声明で、人種的憎悪をあり立てる言動に反対すると、これは五月二十四日付けです。つまり、日弁連会長の立場からすると、憲法十三条が保障する個人の尊厳や人格権を根本から傷つけると。十三条だけではなく十四条でも、御承知のように、法の下の平等であって、人種、信条、性別、社会的身分などによって差別されないというふうにありますから、やはり憲法上も問題な状況がまだ続いているということを残念ながら指摘せざるを得ない

というふうに思います。

そこで、外務省にお聞きをしたいんですけども、日本が一九九五年に加入をした人種差別撤廃条約、その第四条の(a)項、(b)項を日本は留保をしたままですよ。そこはどのような文言になっている、なぜ留保をしているんでしょうか。

○政府参考人(新美潤君) お答えいたします。

まず、今委員から御指摘がございましたとおり、この人種差別の撤廃条約に関する我が国の留保でございますが、これはまさに四条の(a)と(b)につきまして、日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第四条(a)及び(b)の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行すると、留保をしているわけでございます。

○有田芳生君 人種差別撤廃条約に九五年に加入をして、人種差別撤廃委員会は今十年以上前から日本は法律的な対応を取るべきだという勧告を繰り返しております。最近では、二〇一三年の一月に人種差別撤廃委員会に対して日本政府の報告書はこのように述べております。「現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない」。

だけど、繰り返し、大臣も含めてお考えいただきたいんですけども、この数年間の日本というのは、例えば、京都の朝鮮初級学校での事件、あるいは奈良の水平社博物館での差別的な事件、あるいは徳島県教組への襲撃事件、あるいはロート製菓に対する脅迫事件など、集団で暴力や脅迫的デモを行っていることによって既に有罪判決やあるいは民事の損害賠償を求める判決が出ているんですよ。もう数年前からそういう事態にあるにもかかわらず、日本政府の人種差別撤廃委員会に対する報告書では、もう一回繰り返しますけれども、「人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない」と。

行われている状況にあるとは考えていない」と。これは、やはり、最近、先ほども御紹介しましたような一部集団のデモにおける人種差別的、排外主義的なシュプレヒコール、言辭だけではなく、繰り返し繰り返し、朝鮮民族はゴミブリだとか、繰り返し繰り返し、朝鮮民族はゴミブリだとか、いい韓国人も悪い韓国人も殺せとか、つまり在日韓国・朝鮮人だけではなく日本人にも向かってきている状況が続いてきているにもかかわらず、もう一度外務省にお聞きをしたいんですけども、そういった団体及び行動というのは、人種差別撤廃条約の第四条本文、こうあります、人種差別の扇動、それには当たらないとお考えなんですか。

○政府参考人(新美潤君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘がございまして、第四条でございまして、まず第四条の本文でございまして、四条の本文は、人種の優越若しくは皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝、団体、人種的憎悪、人種的差別を助長する、一部飛ばしますけれども、宣伝及び団体を非難し、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する旨、一般的な義務の規定を定めておりまして、このことをもちまして、それをもって各締約国、日本も含めまして、具体的な処罰立法といったような規定をとることまでを義務付けているものではないと解しております。

○有田芳生君 ということは、人種差別の扇動には当たらないとお考えなんですか。もう一度お答えください。

○政府参考人(新美潤君) この条約自身に基づいてその個別の事案が人種差別に当たるかどうかというところについては定義はございませんで、今、先ほど御質問についてお答えいたしましたのは、そういう問題について日本政府として何を必要とするのかないのかということ、この四条につきましてはその立法的な措置をとることまでは

義務付けられていないというものでございます。

○有田芳生君 じゃ、更に聞きましょう。人種差別撤廃条約第二項(b)及び(d)、先ほど述べたような今の日本で現実目の前でずっと続いている事態について、個人又は団体による人種差別に当たらないとお考えですか。

○政府参考人(新美潤君) 今委員が、先ほど御指摘ありました五月九日のこの委員会の議論におきましても、法務大臣始め、まず政府として御答弁させていたいただいたとおり、ヘイトスピーチという概念は必ずしも確立されたものではないということとをまず申し上げたいと思います。

その上で、今御質問がございました条約の二条の一項の(b)及び(d)につきましては、各締約国がいかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束し、また全ての適当な方法により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させることを定める規定であるとされております。

他方、これらの規定は、各締約国が具体的な処罰等の立法を規定することまでも義務付けているものではないと申し上げたいと思います。

○有田芳生君 じゃ、もう一度繰り返します。新大久保、鶴橋、大阪の、鶯谷等々、全国各地で、例えば名古屋だと平和展示会があるとそこに脅迫的言辞で駆け付けたりしている団体なんですけれども、そういったものが人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていないという、状況にあるとは考えていないその根拠はどこにあるんでしょうか。先ほど述べたことは差別に当たらないでしょうか。前回の委員会の質問も含めてですけど。

○政府参考人(新美潤君) 今質問に対してお答え申し上げましたのは、この人種差別撤廃条約としてその条約上の定義と条約上の義務という関係で申し上げたわけでございまして、それ以上、一般的に言って、一般論として今の、今回の大阪の鶴橋とかそういう問題が人種差別に当たるか当たらないかという問題についてお答えしたわけでは

ございません。

ただ、あえて申し上げれば、これは法務大臣がこれまで委員会でも申し上げてこられましたとおり、ヘイトスピーチの概念はもちろん確立されたものでございせんけれども、今委員から、あるいは五月九日の委員会も含めて御指摘があったような行為は、人々に嫌悪感を与えるものだけではなくて、やはり差別意識を生じさせることにもつながりかねないという問題でございまして、一人一人の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会を実現するという観点から、甚だ残念であると考えております。

○有田芳生君 谷垣大臣などの御努力も含めて、マスコミ状況も徐々にですが変わってきているといふように私は考えております。

皆さんにお配りしておりますけれども、岐阜新聞の五月二十七日付けの社説、ヘイトスピーチ、言論の暴力、法的な規制も、これは共同通信の記者が書いた社説なんですけれども、そこにありますけれども、つまり日本に今、外務省の方が説明くださったように、人種差別的な思想の流布や扇動というのはないんだということに対して、「この認識は一時代前の認識になりつつあるようにも思える。」と。これはそのとおりだということに、一般的な感覚を持つている方だと思われるだろうと私は判断しております。だからこそ、これから大事なことは日本がどのように対処していくかなんですが、もう一度外務省にお聞きをします。

二〇一〇年、人種差別撤廃委員会の日本審査総括所見の第十三パラグラフの(a)のところにある第四條に基づき差別禁止規定を完全に実施するための法律の欠如を是正すること、というところが二〇一〇年の四月六日に勧告されておりますけれども、二〇一〇年からもう三年がたちましたが、外務省の方としてどのような検討がこの三年間なされたんでしょうか。具体的にお話しください。

○政府参考人(新美潤君) お答え申し上げます。まず、委員から御指摘ございましたとおり、二

〇一〇年の四月に、この人種差別撤廃委員会におきまして日本に対する最終見解というのが出されまして、今先生の御指摘にあったように、パラの十三だと思えますけれども、一連の検証を遡ることということにつきまして、法律の欠如を是正することということが言われております。これが二〇一〇年でございまして、それを踏まえて、これ当然日本政府の中で、関係各省ともシェアをして検討いたしました。

その結果も踏まえて、これは人種差別委員会のコンテクトでございまして、これも先生御承知だと思えますが、二〇一三年の一月に日本政府の報告書というのを上程いたしました。まさにその中で、政府間で検討した結果として、これも繰り返しになりますけれども、右この留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならぬ。現在の日本が人種差別の思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていないと答えた次第でございます。

そして、若干繰り返しでございますが、私ども申し上げたとおり、決して今のこのいわゆるヘイトスピーチ、あるいは委員が御指摘された行為としての、私先ほど申し上げたように、極めて甚だ残念であると考えているわけでございますけれども、今申し上げましたとおり、正当な言論、つまり表現の自由、そういうところを萎縮させる危険まで冒して検討しなければならぬのかと、そういう観点から、それをやらなければいけないほどの人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていないと、そういう全体的なコンテクトの中で御理解いただければと思います。

○有田芳生君 だから、現実と実態が懸け離れたときに、やはり理論と現実が食い違ったときにはその理論を変える勇気が必要だというふうに思います。もう有罪判決が出たり、民事で訴訟で負けたりしているにもかかわらず、二〇一三年一月の

政府報告にはそういうことは一切書かれていない、差別はないというような文言があるわけですよ。だから、これが非常に重要、問題点だと思います。

もう時間ないので、外務省にお聞きをしますけれども、OECD三十四か国において、特別法である人種差別法、あるいはヘイトスピーチ、ヘイトクライムに対する禁止法あるいは条項のない国というのはどこでしょうか。

○政府参考人(新美潤君) 今委員御指摘の点につきまして、今朝御質問の通告をいただいたのでございまして、ちよつと今の時点でお答えできるだけの材料を持っておりませんので、関係省庁とも現況を調べてみたいと思います。

○有田芳生君 恐らく日本だけです。

ですから、谷垣大臣、こういう現実を真つ正面から見据えて私たちが努力をしなければいけないですが、まず実態がどうなのかと、そういう調査委員会などを設置するという方向も積極的に考えていただけないかというふうに思います。罰則のない差別禁止法を作ることだって可能だと思えますので、そういうことを含めて、政府が差別の流布はないと言ふならば、いや、そんなことはないじゃないかという、そういう調査から始めるという、そういう方向性、積極的に考えていただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 人権擁護機関としては、先ほど申し上げた啓発活動というだけではなく、人権相談あるいは、何というんでしょうか、調査活動というのもあるわけです。人権侵犯事件。そういう観点から私たちが関心を持って見ていかなければならないわけですが、今の、今現在ですね、そういう人権状況の把握には我々も力を入れて努めなければならぬわけですが、今の人権擁護機関の仕組みを超えた調査機関を設けるということは現時点では考えておりません。

○有田芳生君 時間ですので、終わります。ありがとうございます。

○眞山勇一君 おはようございます。

私も、この議題になっております二つの法律案について伺っていききたいというふうに思っております。

ただ、もうこの法案は既に出されておりますし、私が調べた限りでもかなりいろいろ審議もされておりますし、参考人からのお話も伺うなど、かなり審議も尽くされているというふうに思っております。しかも、例えば犯罪白書などにはもうある程度の数字、事実関係なども出ておりますし、今日も私の前の有田委員もいろいろ数字的なことを伺っておりますので、そういうところをなるべく重ならないようなことで伺っていききたいというふうに思っております。

とにかく、今回のこの二つの法案が目指すところというのは、罪を犯した者がまた罪を犯して刑務所へ帰ってきてしまうという、その再犯をする者を何とか減らしたい。これは、私の理解では、再犯者が増えていくというよりは、犯罪全体が減っているのに再犯者が減らないと、ですから、この再犯者を少しでも減らす方法はないかということであろうと法務省が対策を取っていたいただいているというふうに理解しております。

様々な施策ですとか取組も行われていることは十分承知しているんですが、その上で伺いたいのは、やはり罪を犯していわゆる社会へ戻ってきた人が、まず、それではここで更生をしていこうというふうに考えたときにぶち当たる大きな問題というのが、一つはやっぱり住むところと、それから働く、どうしたら生活ができるかという、これはもう本当に明白なことだと思うんですね。そうすると、実際に刑務所から出てきた人がどうやって住まいを見付けるのか。つまり、住まいがある人、例えば知り合いがいる、肉親がいる、取りあえず身を寄せるところがあればいいけれども、ない人の場合はどうするのかという点の一つ伺いたいのと、それからもう一つは、それでは仕事を見付けるためにはどうしたらいいのか、その辺の、仕事を見付ける就労支援の今の段階でどういうことになっているのかということを、この二

点。やはり出てきた本人にとっては住まいも仕事もという両方だと思しますので、その現状をまず伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど有田委員との議論でも若干申し上げたところでございますが、今おっしゃるように、居場所、住むところと仕事というものがなくなかなか社会復帰ができないと、そのとおりだろうと私思います。

そこで、まず、刑務所出所者の帰住先確保、行き場のないというようなことでは困るということございまして、全国に百四ある更生保護施設に對しまして宿泊保護等々の委託を行っております。それで、平成二十四年度は約八千八百人がそういう場所に帰住をしたと、これは大体三か月から六か月という施設を利用してそこにいてもらうと、こういうことでございます。それから、平成二十三年度からは、緊急的住居確保・自立支援対策ということで、NPO法人、自立準備ホームというような通称で呼んでおりますが、そういうNPO法人等への委託を実施いたしました。こちらの方は平成二十四年度で約千二百人が帰住をいたしました。

それから、就労支援でございますが、平成十八年度から法務省で、厚生労働省と連携いたしました、刑務所出所者等総合的就労支援対策というのを実施しております。平成二十四年度までに一万五千三百人が就職に至るといった一定の成果を上げております。

それから、平成二十三年度から民間のノウハウを活用した寄り添い型の支援ということで、更生保護就労支援モデル事業というのをやっております。就労が困難な刑務所出所者等の就労確保あるいは職場定着に相応の効果を上げているところがございます。

それから、最近では地方公共団体で、公共工事等の競争入札に協力雇用主に対する優遇制度を導入したり、あるいは非常勤職員として保護観察対象者を雇用する取組を始めるところが増えてきております。こういう状況を踏まえまして、これ

も先ほど有田委員との議論で申し上げましたが、法務省も保護処分として保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を始めたところでございます。

引き続き、関係機関等々とよく連携しまして、出所者に対する帰住先確保、就労支援、力を入れてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 今まず帰住先についてのお話が出ましたけれども、この実際の数字で出所者全体の帰住先がない方を十分カバーできているのかどうか伺いたいんですが。

○政府参考人(齊藤雄彦君) 今、毎年刑務所から出所される方が大体三万人ぐらいいるというふうな理解しております。そのうちの半分ぐらいが満期出所というところで、その中の七千人ぐらいの方がなかなか帰住先がないという方がおられるというふうな聞いております。更生保護施設では仮釈放者も当然受け入れているわけございまして、必ずしもこの数で十分受け入れができていくという現状にはないというのが実情でございます。

○真山勇一君 やはり帰住先のある人となん人ということになる、出てきたときの本人の、何と云うんですか、心の持ちようとか、心理的にかなり違うと思うんですね。住むところがないということになれば、まず働くことも探さなければならぬということになると、非常にせっぱ詰まった気持ちになつていくんじゃないかと、本人は、思うんですね。

ですから、やはり何を先にやるかということ、私申し上げたように、仕事もそして住まいもということだと思っておりますが、ある程度施設に入っている期間、期間がある程度限定されるんじゃないかというふうな理解しているんですが、大体どのぐらい入っている、それで住まいを見付けることができるのかどうか、そういう数字も出ておりますでしょうか。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。今ちょっと必ずしも正確な数字持っていないんですが、恐縮なんですが、大体三か月程度入っていた

いているというふうなイメージでございます、更生保護施設にですね。入っていただきまして、更生保護施設でハローワーク等を紹介して一生懸命仕事を一緒になって探すと。そこから仕事に通っていたらと。そして、その出るまでの間に自分でアパートを借りる頭金とか敷金とか、それから一か月ぐらいの生活資金を何とかためていただく。それで、出ていっていただいて、民間のアパートなどに住んでいただいて、仕事を継続していただく。大体そういうふうな形で今やっていたいただいているというのが実情でございます。

○真山勇一君 大体三か月ぐらいというふうな伺ったんですが、先ほど有田委員のときの話も出ましたけれども、刑務所を出るときに持っている現金というのが六万七千円、平均そのぐらいだというふうな伺ったんですが、この後、そういう施設で住まいを見付けるというところで三か月ぐらいということなんですが、三か月で見付けられれば、これは比較的順調というのか、いいケースじゃないかなというふうに思っています。やはり住まいを見付けて、そしてプラス仕事を見付けていくということは大変だと思しますので、この辺の国の取組というのはまた今後も引き続きやっていただきたいというふうに思うんですが。

さて、それでは、今三か月ぐらいで出て、仕事を見付けて、自分で住まいを見付けて出ていくということだったんですが、実は私も保護司をしておりまして、私の場合は住まいがないという人ではなくて、もちろん帰住先はある、家族が待っている、知り合いがいるという人を扱ったことがあるんですが、その人でさえやっぱり戻ってきてから仕事を見付けるのが大変難しいんですね。それで、やはり出てきてからハローワークへ行行って仕事を見付ける、そしてそこには、先ほどお話あったように、厚生労働省と協力をしていただいている係の方がいらっしゃる、その人と話を、相談しながら仕事を探すというんですけれども、やっぱりそれでも何か月か掛かってしまう。やはり出てきた人は、さあ、しっかりと更生しようという気

持ちで出てきていますんで仕事も一生懸命見付けようとするんですが、なかなか今のこの御時世、大分不況も続いていました。それから、自分の希望の仕事ということもあるでしょうし、そういうことでなかなか見付からなくて、実際に仕事を探している間にだんだんだんだん見付からないことになって落ち込んだり、元気がなくなってくるということがあったんですね。

やはり仕事を見付けることの難しさというのがあるんですが、この辺りの体制、例えばハローワークへ出かけても、実際には一週間かあるいは一か月に二回ぐらいしか担当官と話ができない、しかも新しい仕事が多くなかりストとして出てこないで何回か探しに行ってもなかなか見付からないというような状況が続いているんですけれども、この辺りの、全く任せるということが一つ非常に本人にとっては苦痛じゃないかなということと、それから協力雇用主も、先ほどのお話ですと、実際に登録してある数は多いけれども雇う会社は少ないということがありますが、この辺り、もう少し例えば何か仕事のチャンスを見付けるような取組とか施策ということは考えておられないでしょうか。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答え申し上げます。

ハローワーク等、なかなか先生御指摘のとおり、容易に仕事が見付かるというわけではないわけでございます。更生保護施設では職員も一緒に行ったたりして積極的に仕事を探すとしております。

先生も御指摘されましたように、何といいたしても、前科があることを分りながら雇ってくださる協力雇用主さんへの支援というか、協力雇用主さんに雇っていただくということが重要でございます。その増加とか、それから実際雇っていただく方の数を増やすということを法務省取り組んでおりまして、ここ数年増加傾向で、協力雇用主さんは約一万一千ぐらいにまでなっているということです。

しかし、これも委員御案内のように、実際に雇っておられる事業主となると四百ぐらいの事業主ということで、ますます、もともと課題があるというところで、この協力雇用主さんに対していろいろと支援をしていかなければいけないというふうに思っております。

その一つといたしまして、本年度予算では職場定着協力者謝金といったものを付けていただきました。例えば、協力雇用主さんが刑務所出所者等を雇っていただくと、いろいろ仕事も教えていただく、生活態度などもいろいろ指導していただくということ、そういう状況について定期的に保護観察所にも報告していただく。保護観察所はそれを利用していろいろまた本人の処遇に活用すると。そういう本人の処遇に関する協力もしてもらうということに対する謝金なども協力雇用主さんに対して支払うというよう予算なども付けてさせていただいたりしているところでございます。

○真山勇一君 分かりました。

その一方で、実際に受け入れる側というのを、現実的に対応していくのがやはり保護観察官であり保護司であると思うんですが、先ほどのお話ですと、現在保護司が担当している対象者の数が一・八五件ぐらいというふうに説明がございましたけれども、今度のこの新しいこういうシステムによって早くに仮釈放で出てくることによって、例えば現体制の中でどのぐらい実際に任務というか、実際の対象が増えていくのか、そんな予想というか見込みはお持ちでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今回のこの法律で一部執行猶予制度というものを入れた場合に、年間どのぐらいの事件について一部執行猶予の言渡しがあのか、そのうちのぐらに保護観察を付するののかというの率は直に言ってなかなか予想は難しいところでございますが、やはり私も難しい一定の見込みを立てていかなければなりませんので、あえて申し上げれば、現在の統計から推計いたしますと、年間二千人ないし三千人程度が年間新たに増加する保護観察対象者となる可能性が

あるというふうに一応今見ております。

こういった認識の上でどうしていくかということでございますが、この刑の一部の執行猶予制度の実施に当たりましては、成立後、施行までに準備期間もございまして、その間に当然、関係機関や団体等々より一層緊密な協議、連携を図っていくかなければなりません。保護観察事件数の動向や、それから保護観察官、それから保護司の業務負担などの今の状況を踏まえまして、必要となる実施体制の準備もこれは考えていかなければならないと思います。ここはもう少し詰めて考えて努力をしていきたいと思っております。

○真山勇一君 時間がなくなりましたので、最後にお願いをしたいと思います。

今おっしゃったように、これはもう恐らく予想されるのは、現場には負担がいろいろと掛かってくるのではないかと。でも、やはり再犯者を減らすということ、これはやはり是非進めたいというふうに思っております。

今回の法改正については、私は前向きにとらえたいというふうに思います。ただ、このシステムというか体制だけでも、やっぱりその裏付けがないと、なかなか本当に再犯者を減らすということまでその目的を達成するのは難しいと思います。ちょっと変な言い方になりますけれども、仏作って魂入れずみたいなことにはならないように、やっぱり再犯者を実際にこれで減らすことができたというところまでやっていく必要があると思っております。そのためには運用ですとか、それから場合によっては財源的なものも必要になると思っておりますので、こういう辺りを今後また是非、法案の例えば見直しということがあのか、そういうところまでやっていくべきではないかなというところをお願いいたします。

それとともに、今、この法案を提出するに当たっての足りない部分ですね、今申し上げたようなところを、やはり附帯決議というようものが私は必要ではないのかなということを上上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○森ゆうこ君 生活の党の森ゆうこでございます。

今回の法改正によって、全部実刑、一部執行猶予、全部執行猶予ということで、既に議論はなされているんですけども、議事録を見ましてもこの分水嶺がどこになるのかということがなかなか理解しづらいというふうに思っておりますので、改めて、この分水嶺がどのようになるのか、また、これは刑を寛刑化あるいは厳罰化することになるのではないかと疑問が前の審議でも指摘をされておりました。

その点についてもう一度確認をさせていただきたいということ、裁判官に限らず検察官や弁護士、訴訟活動にも影響が出てくるのではないかと、改正の趣旨について関係機関との情報の共有化を努めるとともに、施行状況を把握する必要があるというふうに思いますけれども、この点について基本的なお考えを分かりやすく御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 若干ちよつと答弁が長くなつてしまいかもしませんが、今回のこの一部執行猶予制度、これは施設内処遇に引き続いて、必要としてかつ相当な期間、執行猶予の取消しによる心理的強制の下で社会内処遇を実施して、そして再犯防止、改善更生を図ることが趣旨でございます。

そういった観点から、この法律案では、犯情の軽重、それから犯人の境遇そのほかの情状を考慮して、刑事責任の観点から相当であり、さらに再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当であると認められるときといった要件の下で刑の一部の執行猶予を言い渡すことができるものとしております。

したがって、裁判所は、刑事責任の軽い重い等々から見ても、一部でも実刑を言い渡すことが相当でない者については今までと同じように刑の全部の執行猶予の判決を言い渡すことになる、こういうことだろうと思っております。他方、その刑事

責任の軽い重い、軽重を踏まえつつ、施設内処遇に引き続き十分な社会内処遇を実施して、再犯防止、改善更生を図ることが必要かつ相当であるという者については一部執行猶予を言い渡す、こういうことが考えられるところでございます。

それから、法令の定めにより執行猶予を付し得ない場合はもちろんでございますが、刑事責任が重大で、刑の一部でも執行を猶予することが再び犯罪をすることを防ぐために必要ではない又は相当ではない、こういう者につきましては全部実刑の判決を言い渡すこととなると。ちよつと、やや概括的でございますが、こういうことだろうと思います。

しかし、こういった要件の判断に当たりましては、裁判所において刑事責任に見合った科刑の実現という観点、それから被告人の再犯防止、改善更生を図るといういわゆる特別予防の観点から、事案ごとに個別の事情を勘案してその該当性を判断することになりますので、一律に示すのはなかなか、今お聞いかけてございますが、難しいなど、概括的に申し上げると今のようなことになるのかなということでございます。

○森ゆうこ君 実際の施行に当たっては、今いろんな点でそれぞれ判断しなければならぬということですから、改正の趣旨について今後とも関係機関との情報の共有化に努めていただきたいというふうに思いますし、施行状況を十分把握する必要があるということを変更して指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、薬物事犯者の処遇と関係各所との連携について伺います。

昨年十月より試行されております新たな薬物事犯者に対するプログラムや地域支援ガイドラインについて、試行の現状はどのようになっているのでしょうか。また、試行する中で問題点や改善点等が出てきているのか、関係各所との連携の状況はどのようになっているのか、本格実施の時期についてはいつごろを考えているのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 昨年十月から薬物事犯者に対するプログラムあるいは地域支援ガイドライン案というのをやって、あるわけでございますが、まず、規制薬物全般に対応できるように新たに薬物処遇プログラムというのを開発いたしました。これについては、一部猶予制度の施行に先駆けまして、昨年の十月から覚醒剤事犯者を対象として全国の保護観察所で実施しております。

それから、地域支援ガイドライン、これは案でございますが、これに基づく試行事業などにつきましては、医療・福祉機関と各保護観察所との間で協議を行いまして、平成二十四年度に二十三の保護観察所で実施をしております。本年では三十四の保護観察所に拡大して実施しているということでございます。

それから、問題点や改善点につきましては、本年度、薬物依存治療の専門家等を構成員とする研究会というのがございますが、ここにおきまして実施状況を検証しまして、プログラム実施体制や、医療あるいは福祉機関との連携の在り方も含めて整理、検討することとしておりますが、当面、薬物処遇プログラムにつきましては、実施対象者を覚醒剤事犯者だけではなくて大麻などの薬物事犯者全体に拡大して実施していくこと。

それから、地域支援ガイドラインの案につきましては、医療・福祉機関等との更なる連携に努めまして、これを全国五十の保護観察所にまで拡大して実施していくことがそれぞれ課題ではないかと考えております。

先ほどお話しした専門家等を構成員とする研究会で問題点や改善点を整理、検討していただいて、その協議内容を踏まえて刑の一部の執行猶予制度の施行までに本格実施をすることとしていきたいと、こういうふうに考えております。

○森ゆうこ君 そこで、厚労省からも来ていただいていると思いますので、質問させていただきたいと思っております。昨年の第百八十国会のこの法案審議におきまして、西村厚生労働副大臣が、当事者や有識者など

から構成する検討の場を今年の秋、つまり昨年ですけれども、めどに立ち上げるべく準備を進めており、地域における医療や社会復帰支援のために必要な施策について更に検討を行っていただきたいというふうに答弁されておりますが、その後、厚労省としてはどのように対応されているでしょうか。

○森ゆうこ君 有機的に各関係者が連携をして、実効性のある施策を更に進めていただきたいと思います。

○政府参考人(岡田太造君) お答えさせていただきます。

アルコール、薬物、それからギャンブルなどの依存症は、適切な治療と支援によって回復が十分可能な疾患である一方、依存者が必要な治療を受けられないという現状がありまして、具体的な対策の検討が非常に重要な課題だというふうに認識しております。

こうした状況を踏まえ、また今御審議いただいております法案の動向なども踏まえまして、昨年十一月から有識者や当事者などによる検討会を開催いたしました。今年の三月に今後の依存症対策の方向性などについて報告書が取りまとめられたところでございます。

○森ゆうこ君 報告書では、今後必要と考えられる取組といたしましては、本人や家族が気軽に依存症に関する相談ができる体制の整備、医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備、依存症者が必要な医療を受けられる体制の整備、当事者の状況に応じた回復プログラムの整備、地域における本人や家族の支援体制の整備を柱に掲げまして、各項目について具体的な提言がなされているところでござい

ます。

今後、この報告書の内容を踏まえまして依存症対策の更なる推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 女子受刑者に対する処遇について伺います。

○森ゆうこ君 女子の刑事施設の収容率につきましては、既決が一〇・七％と、収容定員四千三百四十人を約一割上回る状態が続いております。また、刑事施設

の職員一人当たりの被収容者負担率は、平成十年の三・〇四から十八年には四・四八まで上昇し、二十三年も三・六八と高い水準にあり、女子施設の負担率は三・七八となっております。

○森ゆうこ君 既に、昨年の犯罪対策閣僚会議の再犯防止に向けた総合対策におきましても、女性の受刑者や少年院在院者には過去の被害経験や性被害による心的外傷、摂食障害の問題等を抱える例が多いことが指摘されているとして、女性受

刑者や少年院在院者において特徴的な問題に着目した指導、支援を充実させる必要があると、こういうふうな結論が出ているわけですので、先ほど申し上げました現状での被収容負担率ではその女性受刑者の特性に応じたきめ細かな施設内処遇を行う上で問題があると、もう既にそのことは指摘をされているというふうに思います。

したがって、研究をしていただくというところは結構なんですけれども、すぐさまやはり対応を講じるべきではないかというふうに思いますので、もう一言その点について御答弁をいただきたいと思いますが、さらには、平成二十三年における入所受刑者の罪名別構成比を見ますと、女子では覚せい剤取締法違反が最も高いと。薬物依存の回復支援としてダルクの果たしている役割は大きいんですが、やはり女性専用施設の少なさが指摘をされております。

今回の法改正もございまして、女性薬物事犯者の施設内処遇及び社会内処遇の現状と、法施行を見据えた対策をきちんと取るべきであるというふうに考えますが、この点も併せて御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、森委員から女子刑務所の問題点もいろいろ御指摘をいただきました。

早速に取り組まなければならないことが多いのも事実でございまして、やはり女子刑務所でございましてから刑務官も女子が中心になってやらなければならないわけですが、育児あるいは産前産後の休暇であるとかいうようなことが男性の刑務所と違う問題としてございまして、欠員がある意味では恒常的になっているところがございます。そういう意味で新陳代謝も激しいというようなどころがございまして、そうしますと、初任者研修等々やるといふようなことになる、なかなか、ある程度職員は増えてきておりますけれども、実際の実員といえますか、そういうものになり追われているという面があることも事実でございまして、そういうことも踏まえ、また、女性

受刑者の場合には男性の受刑者の場合と違ういろんな問題、心理的な問題もあると思えますし、例えば摂食障害というふうなもの、私も聞きますと、男性受刑者の場合には余り摂食障害というふうなことがないようでありますが、女性受刑者の場合にはそういうふうなことがあるというところも聞いておりますので、いろんな、そういうことも含めた対応を考えなければならぬと思えます。

それから、確かに女性受刑者の場合には薬物依存と申しますか、これが極めて覚せい剤取締法を中心にして、これは事実でございまして、今、刑事施設ではこういう薬物依存がある受刑者に対しては、自分がどうしてこういう薬物使用になったのかという問題点をまず自分でよく理解していただくということが必要で、そういう上で再使用に至らないいろいろな具体的な方法を考えさせるというふうなことで、薬物依存離脱指導というのを実施しているわけですが、森委員がお触れになったダルク等々、大変力を入れてやっていただいておりますので、そういうところの御協力をいただながらやっていっているわけでありまして、先ほど申し上げましたような女性の、何というんでしょうか、特性に応じた新たな処遇プログラムというふうなものもこれから十分更に整備をしていかなければならないと思っております。

○森ゆうこ君 もう時間ですけれども、やはり今回の法改正、これを実効あるものにするためにはきちんとした支援体制を構築することが何よりも重要だというふうに思えますし、保護観察対象者が必ず増加するということだと思いますので、現場の保護観察官の増員、これをきちんと計画的に図らなければならぬと。既に現場で様々な声が上がっておりますので、この後、井上委員が詳しく質問をされるというふうに思いますけれども、私も同様に、この現場の人的体制をしつかりと強化すると。

それから、先ほど申し上げました女性の薬物依存から回復の支援の体制を強化しなければならぬ

ということを、強くそのことを要望いたしましたし、質問を終わりたいと思えます。

○委員長(草川昭三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松野信夫君が委員を辞任され、その補欠として大河原雅子君が選任をされました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

この二つの法案については、一昨年の臨時国会で二回質問もし、そして参考人の質疑もいたしました。ですので、今日は、法案の中心点である受刑者の再犯防止や社会復帰の促進の観点から、社会内処遇を拡充する上での必要な施策や体制の問題を中心に質問をいたします。

まず、検察の問題です。この犯罪者の社会復帰とか再犯防止というのは、どちらかというと矯正、保護、それから厚労などとの連携ということが専ら言われてきましたけれども、実は検察自身の課題でもあると。

今年二月の検察長官会同で、小津検事総長も犯罪者の社会復帰や再犯防止に目を向けた検察運営ということを強調をされております。具体的にはどういう基本的な考え方と取組が必要とされているとお考えでしょうか。

まず、大臣からお願します。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、井上委員がおっしゃいましたように、私も今回法務大臣となりました、昔法律を勉強し、司法修習生などで検察で修習した時代に比べますと、保護、矯正と検察との間の連携というものが大分進んできたといえますか、その重要性を随分強調するようになったなというのを感じております。

もちろん、検察当局においてもかねてからそれぞれ事案に応じた相応の処分あるいは科刑というもの、相応の科刑というのを実現を目指してきていたのは、これは当然なことだと思いますが、それに加えて、要するに、捜査をし、起訴をし、公判

をする段階から、犯罪者の社会復帰であるとか、あるいは再犯防止をどうやって図っていくかというのを考慮に入れながらやっていくという流れになっていくように思います。それで、そういうことに向けた関係機関の連携というのの意を用いてやろうという機運が高まってきて、私はこれは非常に結構なことだと思っております。

今年、検事総長が二月に全国の検察長官に対して、犯罪者の社会復帰、再犯防止に目を向けた検察運営を行うことが必要であると述べられておりますが、こうした流れを踏まえた検事総長の御発言だったと思っておりますので、私どももそういう認識の下にこれから取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○井上哲士君 具体的に、例えば東京地検では今年の四月から社会復帰支援室というのを発足をされておりますし、仙台、大津、長崎の各地検では、福祉の専門家が集まる民間組織との連携も進んでいるというふうな聞いておるわけですが、具体的にどういう取組がされていて、これを、私はいいことだと思うんですが、全国的に広げていくという点ではどういうことをお考えでしょうか。

○政府参考人(福田伸夫君) ただいまお話しございました東京地検におきましては、本年一月から社会福祉士の方を非常勤の職員として採用させていただき、関係機関との調整などを行ってまいり、被疑者を釈放した後、この被疑者らの受入先の確保につなげようという取組をしているというふうに承知しております。

また、お話しございましたように、長崎でありますとか仙台、大津などの各地検では、知的障害者らの支援に詳しい外部の福祉あるいは医療関係者らによって構成される委員会と連携をいたしました。検察官が被疑者の処分を検討するに当たりまして専門的な観点から、例えば、その被疑者の方の障害の程度でありますとか、受入先があるかないか、その存在などの個別的な事情を踏まえて、社会内での更生支援が可能かなかなどのことにつきまして助言を受けるなどの取組をしている

というふうな報告を受けております。

検察当局におきましては、先ほど大臣のお話もございましたように、このような取組をできるだけ進めていきたいというふうな考えであるところでございます。これらを通じて再犯防止のために適切に対処していくものと承知しております。

○井上哲士君 まさに刑事司法の入口から出口にかけて、そしてまた政府全体としても取組が進められているわけですが、是非こういうことを強化をしていただきたいと思っております。

その上で、主に保護の問題でお聞きをするんですが、この薬物事犯の処遇プログラムについて先ほど質問がありました。前回質問した際には、一部猶予制度の導入によって保護観察期間が長期化することが見込まれるために、それに応じた専門的な処遇プログラムを開発し、さらに試行、検証を行った上で検討したいと、こういう答弁でありました。

お聞きしていますと、いわゆるコアプログラムというのを五回やって、長期の方には更にフォローアップをやるというふうに言われるんですが、私は、長期の方にはそれにふさわしい別プログラムということも必要ではないかなという思いをしていて、それですけれども、その辺も含めてどのような検討をされているのでしょうか。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。

今委員の方から御指摘ありましたように、平成二十三年に薬物依存治療などの専門家から成ります薬物処遇研究会というものをつくりまして、覚醒剤だけではなくて薬物全般に汎用性のある新たなプログラムを作りまして、これを昨年十月から全国の保護観察所で試行しているところでございます。その内容、もう先生御案内のように、五回のコアプログラムと、あと一か月置きぐらいにずっと継続していくという内容のフォローアッププログラムから成っております。一応長期に対応したというふうなものになっております。今年、先ほどの薬物処遇研究会の構成員とは

同様の構成員で薬物地域支援研究会というのをまた立ち上げておりまして、この研究会におきまして、保護観察期間の長期化を見据えて、現在やっているプログラム、長期化に対応するプログラムについて問題点とか検討すべき部分、さらに効果なども検証していただくということにしております。その結果なども十分踏まえさせていただきます。更にプログラムが効果的なものになるように検討を加えていきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 是非、検討を更に深めていただきたいと思うんですが、こうしたプログラムを進めると、先ほど森議員より予告をしていただきましたが、保護観察官の体制強化が非常に重要だと思っております。

この更生保護法が作られたときの、二つの法律をくっつけたときの附帯決議でも保護観察官の大幅増員と、こういうふうな言われておりますし、この法案が一昨年の参議院の委員会でも一旦可決されたときにも同様の附帯決議もあります。毎年請願も採択をされているわけですが、この間、どのようにこの観察官の体制整備が行われてきたのでしょうか。

○政府参考人(齊藤雄彦君) お答えいたします。平成二十年六月の更生保護法の施行以降、再犯防止対策の充実強化のために保護観察官の増員を図らせていただいております。また増員を付けていただいているということでございます。

具体的に申し上げますと、管理職を除いて保護観察所で実際に処遇をしている保護観察官の数でございますが、平成二十年度は八百五十二人でした。その後は、平成二十一年度になりまして八百八十一人、二十二年度は九百二十一人、二十三年度は九百五十四人、平成二十四年度は九百八十八人、平成二十五年は九百八十二人となっております。平成二十年から五年間で百三十人増加させていたというところでございます。

○井上哲士君 全体厳しい中でも増員は進んできたわけですが、ただ、それ以上に業務が増

加をしているという実態だと思っております。

私、これ今年の三月に保護局が編集、発行された更生保護の新たな施策・取組メニューブックというものを手に持っておるんですが、これA4、百八十七ページもある大変大部なものであります。これ大臣は御覧になったことありますか。

を伺いました。全体として、この仕事の種類と量が増えて、しかも非常に困難、専門性の必要な事案が増えているというところが見て取れるわけですね。その結果、一人一人の保護観察官の仕事がどうなっているのかと聞きまして、資料三でありますけれども、確かに人数は一定増えましたので担当する保護観察の事件の数は百八十件から百件に減り、環境調整事件も百二十件から百件に減っておりますが、月当たりの面接回数、先ほど申し上げたようないろんな施策に伴って従来十回程度だったのが四十回になったと聞きするんですね。大体一回面接するのに、準備で一時間、面接で一時間、報告で一時間ぐらい掛かるというふうな言われておりました。それから、月当たりの往訪回数も三回から十回に、それから関係機関との協議が従来六回ぐらいだったのが五十回になると。これに加えて、更にいろんな施策による業務が増えていると。

○井上哲士君 これ保護局というふうになっていきますが、お聞きしますと、実際は保護観察官の方もこれ持っていないと今の全体の業務について分からないというぐらい、この間、非常に増えているわけですね。

この目次から、新しい法律が施行された後に導入された主な施策、取組をちょっとピックアップして手元に、資料に配りました。段階別処遇、特別観察期間、特定暴力対象者に対する処遇、専門的処遇プログラム、再犯防止のための住居と就労の確保、自立促進センター、社会貢献活動、贖罪指導プログラム、保護者に対する措置、所在不明者対策、犯罪被害者等の施策などが並んでいるわけですね。

これが入ったことによつてどのようにその保護観察官の業務が変わっているかということ現場で聞き取りをいたしまして、資料二にまとめてみました。

例えば、段階的処遇ですけれども、従来は、担当保護司による毎月二回程度の面接されていたのが、このA段階に段階的処遇になりますと、主任官による少なくとも三か月に一回の面接及び往訪がある。それから、四番、専門的処遇プログラム、先ほどありましたけれども、これでも面接の回数、おおよそ月八回程度程度とお聞きいたしました。これにフォローアッププログラムが加わりまして更に面接の回数が増える。それから、再犯防止のための住居と就労の確保になりますと、自立準備ホームであるとかハローワーク、自治体との連携強化ということで、そここのいろんな連絡が、これも年間四十五回程度増える。こういうお話

○政府参考人(齊藤雄彦君) 今委員から詳細に御説明がありましたように、新たな施策がここ数年次々と出てきておりまして、もちろんそれらは当然必要なものなんです。現場には相当の負担になっていることも事実でございます。さらに、これらの施策を十分実施するために必要な体制の整備にこれまで努めてまいりましたが、今後ともそのような体制の整備に努めていきたいというふうに思っております。

○井上哲士君 そこで、大臣にお聞きするんですが、今でも非常にこういう状況があります。これに刑の一部執行猶予が加わるということになりますと、先ほど、二千から三千人ぐらい増えると、対象者が、こういうお話がありました。しかも、

全部執行猶予と違って一部執行猶予の方は犯情も重い方が多いわけでありまして、非常にそういう点では処遇に様々な困難もある方もいらっしゃるでしょう。しかも、最長五年間の保護観察期間でありますから、積み上がっていくとどんどん増えていくという可能性もあるわけでありまして。

私は、この新しい制度が効果が上がるまでにはやはり一定の期間が必要だと思うんですが、問題がいろいろ出てくるのは、割と、例えば一部執行猶予期間中に重大事件を起こすとか、そういうことが重なりますと問題が非常に早く浮き彫りになるということがありまして、やっぱり出発の段階からきちっとした体制を取ることなしにこの制度への国民的信頼というものが勝ち取れないと思うわけで、実際に動き出すまでに今の状況に加えて、新たに増えることを考えて、どういう体制でいくのか。それから、更に増えた上でどこまで目指していくのかというきちっとした計画を持って進めることが必要かと思いますが、この点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 井上委員から大変今の保護観察の業務、保護観察所の業務について分かりやすくまとめていただき、あとの資料も大変有益な資料を付け加えていただきました。心から感謝申し上げます。

それで、今、先ほどからも御議論してまいりましたように、今度の新しい一部執行猶予制度が取り入れられますと、年間二千人から三千人程度観察対象者が増えるというふうに予測しております。それから、委員が指摘されましたように、累積して積み上がっていくということもあると思います。それから、先ほど局長が御答弁申し上げましたように、これ、今業務が増えてきておりますが、それぞれ懸命に取り組んでもらっておりますが、相当ざりざりのところで仕事をしているなどという認識も持っております。

それで、先ほど御答弁申し上げましたが、この法律を通していただいて実施までには若干準備期間もあるわけですが、その間にいろいろ

る業務の、何というんでしょうか、適切な業務の推進とかいろいろやらなければならぬこともありますが、やはり人というものは大事だろと思えます。今おっしゃるように、計画的にこれは取り組んでいかなければ、場当たりでは対応ができないんだろうと思います。

定員、予算等いろいろございますので、今の段階でまだ十分御答弁することはできませんが、私としても力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

○井上哲士君 これは累次、全会一致の附帯決議も付いている、請願も採択されていることでありますので、是非よろしくお願いいたします。

○委員長(草川昭三君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、刑法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(草川昭三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案について採決を行います。

○委員長(草川昭三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、真山君から発言を求められておりますので、これを許します。真山勇一君。

○真山勇一君 私は、ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪

を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、生活の党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。少々長めですが、よろしくをお願いいたします。

刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、両法の施行までに、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を図るために必要な体制整備を計画的に進めるとともに、保護観察官の専門性の一層の強化及び増員など、国の更生保護体制に関する一層の充実強化を図ること。

二 刑の一部の執行猶予の適用に当たっては、厳罰化又は寛刑化に偏ることがないよう、関係刑事司法機関とその趣旨について情報の共有化に努めるとともに、両法の適正な運用を図るため、その施行状況を把握する体制を整備すること。

三 薬物事犯者の処遇に当たっては、民間の医療・社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携を強化し、その治療体制の拡充及び地域での効果的なフォローアップなど、改善更生及び再犯防止の実効性を高めるための施策の充実を図ること。

四 再犯防止及び社会復帰を図る上で、保護司や民間の自立更生支援団体等の担う役割は大きく、その機能の拡充が重要となっていることに鑑み、その支援体制の確立及び十分な財政措置を講ずるとともに、保護観察等における緊密な連携強化を図っていくこと。

五 社会貢献活動については、どのような活

動・期間が再犯防止等に有効かつ検証を行っている、民間の自立更生支援団体等とも緊密な連携を図るとともに、地域住民等関係者の不安を払拭するため、効果的な体制を設けること。

六 再犯を防止するためには、刑務所出所者等の就労の促進安定が効果的であることに鑑み、昨今の厳しい雇用・経済情勢に対応したよりきめ細やかな就労支援・雇用確保を一層推進していくこと。

七 政府のこれまでの再犯防止施策について適正な評価を行うとともに、両法の対象とならなかった事犯者の再犯防止等を図るため、諸外国で導入されている保護観察の充実強化策の例も踏まえながら、引き続き有効な施策を研究調査し実施できるよう努めること。

八 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予が、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することによりその再犯を防ぐためのものであることを踏まえ、本制度の施行後、薬物使用等の罪を犯した者の再犯状況について当委員会に報告するとともに、より充実した制度にするための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九 東日本大震災の被災地においては、今も多数の保護司等が活動困難な状態に陥っていることに鑑み、その更生保護体制について、保護司の充足に加え、地方公共団体及び医療・社会福祉関係機関等との連携体制の整備に万全を期するとともに、両法の施行に当たっては、被災地の状況に十分配慮すること。

以上でございます。

○委員長(草川昭三君) ただいま真山君から提出をされました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(草川昭三君) 全会一致と認めます。よつて、真山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、谷垣法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま可決されました刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(草川昭三君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草川昭三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(草川昭三君) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

摘されておられ、その権利利益のより一層の保護を図るため、この制度を利用する被害者参加人の経済的負担を軽減するための施策を講ずることが求められております。

そこで、この法律案は、公判期日等に出席した被害者参加人が旅費等の支給を受けられるようにするとともに、国選被害者参加弁護士を選定を請求することができる要件を緩和するため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法を改正し、所要の法整備を行うとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、公判期日等に出席した被害者参加人に対する旅費等の支給に関する規定等の整備であり、公判期日等に出席した被害者参加人は、裁判所を経由して請求書等を日本司法支援センターに提出し、日本司法支援センターから、旅費、日当及び宿泊料の支払を受けられることとしております。

第二は、国選被害者参加弁護士の選定請求に係る要件の緩和に関する規定等の整備であり、被害者参加人の資力基準について、その算定の基礎となる必要生計費等を勘案すべき期間を三月間から六月間に延長することにより、国の費用で被害者参加弁護士が選定される被害者参加人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(草川昭三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)

目次中「第二目 貸金等根保証契約(第四百六十五条の二・第四百六十五条の五)」を「第二目 貸金等根保証契約(第四百六十五条の二・第四百六十五条の五)」に改める。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目 特定貸金等保証契約

(特定貸金等保証契約の制限)

第四百六十五条の六 保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約(以下「特定貸金等保証契約」という。)は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

一 保証人が法人である場合

二 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

(特定貸金等保証契約の求償権)

第四百六十五条の七 前条各号に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

一 前条第一号に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者

二 前条第二号に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあっては、法人

附則

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

「第二目 貸金等根保証契約(第四百六十五条の二・第四百六十五条の五)」を「第二目 特定

貸金等保証契約(第四百六十五条の二・第四百六十五条の五)」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の民法(次項において「新法」という。)第四百六十五条の六の規定は、この法律の施行前に締結された同条に規定する特定貸金等保証契約については、適用しない。

3 新法第四百六十五条の七の規定は、この法律の施行前に締結された同条に規定する保証契約については、適用しない。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第一条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平

成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 被害者参加弁護士の選定等（第五条―第十二条）」を「第四章 被害者参加旅費等」第五章 被害者参加弁護士
（第五条―第十条）に、「第五章」を「第六章」に、「第十三条―第十六条」を「第十九
の選定等（第十一条―第十八条）」

条・第三十二条に、「第六章を「第七章」に、
 「第十七条・第三十二条」を「第二十三条・第
 二十八条」に、「第二十三条・第二十六条」を、
 「第二十九条・第三十二条」に、「第二十七条・
 第三十一条」を「第三十三条・第三十七条」に、
 「第三十二条」を「第三十八条」に、「第三十三
 条・第三十四条」を「第三十九条・第四十条」
 に、「第七章」を「第八章」に、「第三十五条・
 第三十七条」を「第四十一条・第四十三条」に
 改める。

第三十七条とする。

第三十条中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十九条第一項中「第二十四条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条第一項中「第十七条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第十八条」を「第二十四条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条を第三十三条とする。

第三十七条中「第四章」を「第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十六条第二項中「第二十七条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第二十八条第一項（第三十二条第四項）」を「第三十四条第一項（第三十八条第四項）」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十六条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十八条」を「第三十四条」に改め、第六章第二節同条を第三十二条とする。

第二十五条を第三十一条とする。

第二十四条第一項中「第十七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条を第二十九条とし、第六章第一節

第三十五条第二項中「第五章」を「第六章」に改め、同条を第四十一条とする。

第七章を第八章とする。

第六章第五節中第三十四条を第四十条とし、第三十三条を第三十九条とする。

中第二十二条を第二十八条とする。
第二十一条第一項第一号及び第四号中「第七条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条を第二十七条とする。
第二十条第一項中「第十三条」を「第十九条」

第三十二條第一項中「第二十四條第三項」を「第三十條第三項」に改め、同條第四項中「第二十八條から第三十條まで」を「第三十四條から第三十六條まで」に改め、第六章第四節中同條を第三十八條とする。

に改め、同条を第二十六条とする。
第十九条を第二十五条とする。
第十八条中「第二十一条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十一条中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、第六章第三節中同条を

第十七条を第二十三条とする。
第六章を第七章とする。

第十六条中「第十三条」を「第十九条」に改め、第五章中同条を第二十二条とする。

第十五条を第二十一条とし、第十四条を第二十条とし、第十三条を第十九条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十二条を第十八条とする。

第十一条第一項中「第五条第二項各号」を「第十一条第二項各号」に改め、同条を第十七条とする。

第十条中「第五条第二項各号」を、「第十一条第二項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第九条第二項中「第七条第二項」を、「第十三条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第八条を第十四条とする。

第七條第一項中「第五條第一項の」を「第十一条第一項の」に改め、同項第二号中「第五條第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第六條を第十二條とする。

第五條第一項中「昭和二十三年法律第三百三十一号」及び「同法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）」を削り、「三月以内」を「六月以内」に、「三月

間」を「六月間」に改め、同条第二項中「（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十一条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 被害者参加旅費等
(被害者参加旅費等の支給)

第五条 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十

三年法律第百三十一号）第三百十六條の第三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三百十六條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期

日又は公判準備に出席した場合には、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当

及び宿泊料を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料（以下「被害者参加旅費等」という。）の額については、政令で定める。

(被害者参加旅費等の請求手続)

第六條 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務省令で定める被害者参加旅費等の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る被害者参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかったため、その被害者参加旅費等の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取ったときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを証明する書面を添えて、これらを法務大臣に送付しなければならない。

3 第二項の規定による被害者参加旅費等の請求の期限については、政令で定める。
(協力の求め)

第七條 法務大臣は、被害者参加旅費等の支給に関し、裁判所に対して必要な協力を求めることができる。

（日本司法支援センターへの被害者参加旅費等の支給に係る法務大臣の権限に係る事務の委任）

第八条 次に掲げる法務大臣の権限に係る事務は、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規

定する日本司法支援センターをいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

一 第五条第一項の規定による被害者参加旅

費等の支給

二 第六条第一項の規定による請求の受理

三 前条の規定による協力の求め

2 法務大臣は、日本司法支援センターが天災その他の事由により前項各号に掲げる権限に係る事務の全部又は一部を行うことが困難又は不適当となったと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 法務大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 法務大臣が、第二項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第二項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

(審査請求)

第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又は不作為について不服がある者は、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(法務省令への委任)

第十条 第五条から前条までに定めるもののほか、被害者参加旅費等の支給に関し必要な事項（第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。）は、法務省令で定める。

(総合法律支援法の一部改正)

第二条 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第七条中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第七号」に改める。

第三十条第一項第三号口中「第五条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。

第三十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に関し、第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

第三十九条の三第一項中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第十四条第四項」に改める。

第四十三条第一号並びに第四十六条第一項及び第二項中「の業務及びこれ」を「及び第六号の業務並びにこれら」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発効する旅行から適用する。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

3 刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

平成二十五年六月十日印刷

平成二十五年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P